


あなたの会社では、どう変わる？

分割基準を誤った申告事例

改正内容

事業所数の
数え方

製造業とは？

Q&A



法人事業税の分割基準は、こう変わります

平成17年4月1日以後に開始する事業年度分から、以下の改正内容が適用されます。

事業		改正前	改正後
非製造業	銀行業 証券業 保険業	課税標準の1/2：事務所数で分割 課税標準の1/2：従業者数で分割 → 変更なし 資本金1億円以上の法人： ・本社管理部門の従業者数を1/2に → 廃止	POINT ① 課税標準の1/2：事務所数で分割 課税標準の1/2：従業者数で分割
	運輸・通信業 卸売・小売業 建設業 サービス業等	従業者数で分割 → 大幅変更 資本金1億円以上の法人： ・本社管理部門の従業者数を1/2に → 廃止	POINT ② 課税標準の1/2：事務所数で分割 課税標準の1/2：従業者数で分割
製造業		従業者数で分割 → 変更なし 資本金1億円以上の法人： ・工場の従業者数を1.5倍に → 継続 ・本社管理部門の従業者数を1/2に → 廃止	POINT ② POINT ③ 従業者数で分割 資本金1億円以上の法人： ・工場の従業者数を1.5倍に

電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業及び軌道事業については、これまでどおりです。

POINT ①

非製造業は、すべて同じ分割基準に統一されます。

課税標準の2分の1を「事務所数」により、残り2分の1を「従業者数」により、関係都道府県ごとにあん分します。

POINT ②

本社管理部門の従業者数を2分の1とする措置は、製造業・非製造業にかかわらず廃止されました。

資本金1億円以上の製造業について、工場の従業者数を1.5倍にする措置は継続です。

POINT ③

製造業の分割基準は今までどおり「従業者数」のみです。

資本金1億円以上の法人については、工場の従業者数を1.5倍にしてください。

ご不明な点などがありましたら、お近くの都道府県の税務担当課または県税事務所などにお問い合わせください。